

法律

【税の豆知識】 固定資産税とは？

固定資産税とは、毎年1月1日時点で、固定資産課税台帳に登録されている土地・家屋の所有者に課税される地方税です。不動産取得税などのように一回で終わる税金ではなく、不動産を保有している限りずっと支払い続けなければならない税金です。不動産をお持ちの方は、固定資産税についてはしっかりと理解しておくことが重要です。

固定資産税額は、3年に1度市町村により評価された固定資産税評価額を基準とし、『課税標準額』が決定され、その額に税率（通常1.4%）をかけて算出します。（固定資産税には1.4%という基準はあるものの、自治体の判断によって異なる税率を定めることが可能です。）

また、固定資産税には住宅用地の課税標準の特例・新築住宅に対する減額措置があります。

■住宅用地の課税標準の特例

住宅やアパートなどが居住するための家屋の敷地として利用されている土地（住宅用地）には特例措置が設けられています。1月1日時点で上記に該当する土地の課税標準額が減額されることにより、固定資産税および都市計画税が軽減されます。

特例措置の内容は上記のとおりです。

	固定資産税の課税標準額	都市計画税の課税標準額
小規模住宅用地 (住宅用地で200㎡以下の部分)	評価額の6分の1	評価額の3分の1
一般住宅用地 (住宅用地で200㎡超の部分)	評価額の3分の1	評価額の3分の2

例：住宅用地の面積が200㎡超（一般住宅用地）で、土地の評価額が3000万円と計算された場合、
固定資産税は
「3000万円 × 1/3 × 1.4%」 ≒ 14万円になります。



■新築住宅の場合の軽減措置

土地だけではなく、建物についても軽減措置が設けられています。
令和6年3月31日までに新築された住宅については、次の要件を満たせば、3年間（地上階数3以上の中高層耐火建築物については5年間）にわたって固定資産税が2分の1に減額されます。

■その他の軽減措置

以上でみてきたように、固定資産税は毎年発生する税金であるため、少しでも固定費用を少なくするため、この他にも減税手段が用意されています。

例を挙げると、

- ・要安全確認計画記載建築物の耐震改修に伴う固定資産税の減額
- ・バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額
- ・住宅の省エネ回収を行った場合の固定資産税の減額
- ・サービス付高齢者向け賃貸住宅の固定資産税の減額

このように、多くの固定資産税のための減税措置が用意されていますので、少しでも有利な減税を受けたいとお考えの方は、是非専門家にご相談してみていますか？



地域

佐藤ひらりさん
新潟県三条市でコンサート

新潟県三条市で12月2日、当社が応援する全盲のシンガーソングライター、佐藤ひらりさんのコンサートを中心とした多様性への理解を図るイベント「ツナガルフォーラム」が開かれました。
コンサートは2部構成で、第一部は佐藤ひらりさんによる弾き語りが披露されました。オリジナル曲に加え、「ジュークボックス」や「アメイジング・グレイス」など10曲を1時間にわたってたっぷりと演奏されました。
第二部では市内の子どもたちや障がい福祉施設の利用者などが出演し、最後は佐藤ひらりさんとの共演で締めくくられました。
当社も事業活動を通して、オーナー様をはじめとして、当社に関わる皆さまと明るいみらいを共創できる企業を目指していきたいと考えております。当社は今後も、地域社会の発展への一助となるべく、各種活動に取り組んでまいります。



コンサートの様子
(動画)

